

特集：ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム

解題

ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念 日伯比較法シンポジウムの開催と日本側報告の記録

池 田 真 朗

二〇〇八年八月一六日、一八日、一九日に、我々慶應義塾大学法学部の代表団は、慶應義塾創立一五〇年記念事業の一環として、またブラジル移民一〇〇周年記念事業として、サンパウロ大学において国際シンポジウムを開催した。⁽¹⁾ 本塾法学部は、日本の大学の中で最も早くサンパウロ大学法学部と学術交流協定を結んでおり、研究者の留学やシンポジウムの交互開催を行ってきた。⁽²⁾ 今回は、ブラジル移民一〇〇周年記念も兼ねた事業であり、交流協定によるかつての留学者でもある森征一常任理事（法学部教授）を団長として、法学部・法務研究科からは七名が参加して、八月一六日、一八日の二日間にわたり六つのセッションを行った。

報告者は、第一日の労働法が法務研究科の山川隆一教授とエステバウン・マレ教授（サンパウロ大学法学部）

で、司会はアントニオ・ロドリゲス・ド・フレイタス教授、刑事法が太田達也教授とユリカ・タニオ・オクムラ検事（サンパウロ州司法検事）で司会はハラダ・キヨシパウリスタ大学教授、会社法が宮島司教授とアロルド・マリエイロス・ドウクレルキ・ヴェルソーザ教授（サンパウロ大学法学部）で司会はニュートン・シルベイヤサンパウロ大学教授、第二日は民法が池田真朗と北居功教授およびジゼルダ・マリア・ヒロナカ教授（サンパウロ大学法学部）で司会がネルソン・ハナダ弁護士、消費者法が前田美千代専任講師とニュートン・ヂ・ルツカ教授（サンパウロ大学法学部）で司会はロケ・小松弁護士、民事訴訟法が三木浩一教授とアダ・ベリグリーニ・グリノーヴェル教授、カルロス・ヂ・サリス教授（いずれもサンパウロ大学法学部）で、司会がカズオ・ワタナベ（渡部和夫）サンパウロ大学教授、という内容であった⁽³⁾。

分野が多岐にわたったため、通訳の問題もあり、限られた時間では質疑応答は必ずしも十分に行うことができなかったが、いずれも熱のこもった報告が続いた。本特集では、当日の日本側の報告を再現・整理したものを掲げる。収録順は当日のセッションの順番通りで、実際の報告草稿に各自が若干の注記を施したものである。その中で、第一セッション（労働法）での山川教授の報告については、同教授に加筆し注を付して論文として再執筆していただき、本号の巻頭論文とした次第である。

日本とブラジルの関係では、現在三十一万人に上る在日ブラジル人の雇用、年金、教育、犯罪等の問題があり、今回もそれらについて第一、第二のセッションを設定したわけであるが、とりわけ出稼ぎ者、永住者の労働関係の問題は、中心的な課題となる。二〇〇二年サンパウロ開催のシンポジウムでも、出稼ぎ問題については私池田が前田専任講師（シンポジウム当時塾大学院法学研究科博士課程院生としてサンパウロ大学院に留学中）の全面的な協力を得て報告し、それを加筆し専ら前田専任講師の手になる詳細な注記を加えて論文としたものを本誌に発表している⁽⁴⁾。今回はそれに続き、外国人労働関係の審議会の委員も務める山川教授の論考を得て、他の報告論考

とあわせ、本誌に日伯法律問題研究の業績を加えることができたことは大変意義深いものと考ええる。

一方で、ブラジルは、たとえば民法についてはフランス法とドイツ法の両者の影響を受けて編纂されている等、系譜的にわが国での研究と基盤を同じくするところが多く、さらに、消費者法などでは、わが国よりもはるかに進んだ、斬新な内容の立法がされている（本誌前田報告、三木報告等を参照）。その意味で、ブラジル、とりわけ同国第一の大学であるサンパウロ大学の法学部は、我々の法律学の学理的研究のパートナーとしてもまことにふさわしいといえる。

なお、本年十一月八日の慶應義塾創立一五〇年記念式典には、サンパウロ大学からカズオ・ワタナベ教授（元サンパウロ州最高裁判事、本塾名誉博士）と二宮正人教授が出席された。お二人には同月一日に三田で、法学部としての慶應義塾大学創立一五〇年記念行事である講演会とスタッフセミナーに、講演者、報告者として参加していただいた。⁽⁶⁾これらについても追って誌上で報告する機会があればと考えている。

(1) 今回は医学部の代表団と帯同し、開会式と閉会式は合同で行った。報告として池田真朗・竹内勤「ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念国際シンポジウムを開催して」三田評論二〇〇八年一月号一二頁以下。サンパウロでは、ニッケイ新聞二〇〇八年八月一九日九面に「慶応USPシンボが開幕」として、詳細な記事が掲載された。なお本シンポジウムは、日本国外務省の「日伯交流年」認定事業である。

(2) 筆者はサンパウロ大学で開催された一九九八年のブラジル移民九〇周年のシンポジウムおよび二〇〇二年の出稼ぎ問題シンポジウムにも参加している。今回のシンポジウムおよび後述の三田キャンパスでの十一月の講演・スタッフセミナーは、一九九八年以降筆者が関係したものとしてそれぞれサンパウロで三回目、三田でも一九九九年、二〇〇四年に続いて三回目の交流事業である。

(3) 今回は、初めて訪伯した四名を含め、いわば慶應義塾大学法学部法律学科の総力を挙げたメンバー構成であり、

今回のシンポジウムを通じて、本塾法学部とサンパウロ大学法学部の交流の絆を大いに強めることができた。約三〇年前に交流協定締結に尽力した、十時巖周先生、宮澤浩一先生、故須藤次郎先生からの負託にいくらかでも応えられたのではないかと思っている。

(4) 池田真朗「前田美千代「日系ブラジル人労働者の就労に関する契約法上の諸問題」法学研究七六巻二号(二〇〇三年)五七頁以下。

(5) 一九一六年制定のブラジル旧民法は、当時最も影響力のあったフランス民法とドイツ民法を参考にパンデクテン方式で編纂され、現行民法は多くの修正を加えて二〇〇二年に施行されている。本誌後掲の池田真朗「日本における民法改正論議の動向」後注(9)も参照。

(6) 慶應義塾大学創立一五〇年記念、慶應義塾大学法学部・サンパウロ大学法学部交流事業「日本法とブラジル法」として、カズオ・ワタナベサンパウロ大学教授の講演「ブラジル消費者法について」(司会池田真朗、通訳二宮正人サンパウロ大学教授、コメンテーター三木浩一教授)と、スタッフセミナー「現代日伯交流の法律問題」(司会池田真朗、報告者二宮正人サンパウロ大学教授、パネラーとしてツヨシ・オオハラ(大原毅)弁護士(日本国ブラジル総領事館法律顧問)、マルコス・オノデラサンパウロ州第一審裁判所判事、北脇保之東京外国語大学教授、山川隆一教授、太田達也教授)を行った。